

## 道府県民税及び市町村民税(個人；課税標準)

### 1. 非課税

#### (1)均等割及び所得割の非課税

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ②障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超えている場合を除く。)

#### (2)均等割又は所得割の非課税

##### ①低所得者の均等割の非課税

前年の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額が34万円に家族数を乗じて計算した金額である者については、均等割を課税することができない。

##### ②低所得者の所得割の非課税

前年における各種所得の金額が34万円に家族数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する者については、その乗じて得た金額に30万円を加えた金額)以下である者については、所得割を課税することができない。

### 2. 課税標準

#### (1)総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の算定

地方税法又はこれに基づく政令で特別の定めがされている場合を除き、所得税法その他の所得税に関する法令の規定による総所得金額等の計算の例による。

#### (2)地方税法等における特別の定め

所得割の課税標準である総所得金額等の計算の過程において、所得税における総所得金額等の計算の例によらないもの、すなわち、地方税法又はこれに基づく政令において特別の定めをしているものは、次のとおりである。

##### ①所得税において源泉分離課税を選択した配当所得

所得税において内国法人から支払を受けるべき配当等で1回に支払を受けるべき金額が25万円(計算期間が1年以上であるものは50万円)未満であるもの及びその配当所得に係る事業年度終了の日においてその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の5/100以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合において、その内国法人から支払を受けるべき配当等に該当する場合を除き、源泉徴収を受けたときは、その配当所得は総所得金額に算入しない。これに対し、個人の市町村民税及び道府県民税においては算入する。

## ②所得税における確定申告不要の配当所得

所得税においては、内国法人から支払を受けるべき配当等でその内国法人から1回に支払を受けるべき金額が5万円(計算期間が1年以上である場合には10万円)以下であるもの及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等でその年中に支払を受けるべき金額の合計額が10万円以下であるものについては、その配当等に係る配当所得を選択により申告をしないことができる。これに対し、個人の市町村民税及び道府県民税においては、その配当等に係る配当所得については、**所得税における確定申告の有無にかかわらず、すべて総収入金額に算入しない。**

## ③損失の繰越控除

所得税においては、純損失の繰戻し還付をすることはできるが、**市町村民税、道府県民税においては、このような繰戻し還付は行わず、次により翌年以降3年間の各種所得の金額の合計額等の計算上繰越して控除する。**

### 1)純損失の繰越控除

#### (イ)青色申告書を提出している年分の純損失の金額

前年前3年内の各年において各種所得の金額の合計額の計算上生じた純損失の金額で前年前の各種所得の金額の合計額の計算上控除しきれなかった部分の金額については、その**純損失の金額が生じた年分の所得税につき青色申告書をその提出期限までに提出し、かつ、その後において申告書を連続して提出しているときに限り、各種所得の金額の合計額の計算上控除する。**

#### (ロ)青色申告書以外の申告書を提出している年分の変動所得の損失の金額及び被災事業用資産の損失の金額

前年前3年内の各年における各種所得の金額の合計額の計算上各年に生じた純損失の金額で前年前の各種所得の金額の合計額の計算上控除しきれなかった部分の金額のうち、その各年に生じた変動所得の金額の計算上生じた損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額については、その純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税又は市町村民税について、その純損失の金額の控除に関する事項を記載した申告書を提出した場合において、その後の年度分の**道府県民税又は市町村民税について連続してその申告書を提出しているときに限り、各種所得の金額の合計額の計算上控除する。**

### 2)雑損失の繰越控除

前年前3年内の各年に生じた雑損失の金額で前年前の各種所得の金額の合計額の計算上控除されなかった部分の金額については、その雑損失の金額の生じた年の末日の属する年度の**翌年度の道府県民税又は市町村民税については、その雑損失の金額の控除に関する事項を記載した申告書を提出した場合において、その後の年度分の道府県民税及び市町村民税について連続してその申告書を提出しているときに限り、各種所得の金額の合計額の計算上控除する。**